The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	師説自見集「光源氏巻々注少々」の成立過程 : 冷泉家における『紫明抄』の摂取
Author(s)	岩坪, 健
Citation	詞林. 1987, 2, p. 32-39
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67243
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

師説自見集「光源氏巻々注少々」の成立過程

――冷泉家における『紫明抄』の摂取――

岩坪　健

はじめに

『師説自見集』とは、今川了俊が師である冷泉為秀の説に自見を加えて記した歌学書である。その系統には初稿本（続群書類従本）二巻と、それを増補して源氏物語の注釈を合わせた再稿本六巻の二種類があり、後者の成立はその奥書によると応永十五（一四〇八）年である。本稿で取り上げる再稿本所収の源氏注において、了俊が河内本よりも定家本を称揚したことは夙に有名であり、定家本尊重の先駆けとされている（注一）。

ところが意外なことに、その著書に引かれた源氏物語の本文は定家本ではない（注二）。即ち著者は定家本を賞賛しながら、実際には他系統の本文を用いているのである。この矛盾は注記内容にも見られ、御子左家の説を重んじる一方、勘物の多くは河内方の『紫明抄』と一致する。このように引用本文も解釈も河内方を批判しながら、実際には徹底していないのは何故であろうか。本稿では注記内容を問題にして、物語本文は次回に取り上げたい（注三）。

一　「光源氏巻々注少々」の成立過程

再稿本『師説自見集』は、前半が歌論や歌語の注解を収めた歌学書、後半が本文の初めに「光源氏巻々注少々」と題した源氏物語の注釈書である。前者が初稿本を全て含み更に歌語を追加したのに対して、後者はその奥書から自著の「源氏之雑説抄物」（散逸）を基に作製したことがわかる。

号源氏之雑説抄物／先年集キ其後又源氏之説等取合書之
今此草子等以彼本書之乎（下略）

「源氏之雑説抄物」を改作した理由は、既に田中裕博士・伊井春樹先生が御指摘なされたように二つあり（注四）、一つは右

記の奥書の傍線部が示すように、新しい勘物を取り入れたことである。もう一つは旧作が、その書名から知られるように独立した源氏の注釈書であったのに対して、新作は『師説自見集』に組み入れることによって歌学書として扱い、和歌では二条家より冷泉家、源氏では河内本より青表紙本を重視する著者の意図を示すことである。

この二つの理由以外に、私はもう一つ更に大きな執筆の動機があると考える。その訳は、もし新説を追加して歌書の一部に挿入するだけならば、再稿本『師説自見集』の前半が初稿本を全部そのまま用いて増補したように、「源氏之雑説抄物」（散逸）に多少加筆する程度で事足りるのに、「光源氏巻々注少々」において勘物の末尾に記された「同前」は前作と同じであることを示すと見なされ、その注記が非常に少ないことから、実際には大幅に改作されたと推定されるからである。なお、この「同前」は、出典が前の項目に同じという意味ではない。なぜならば初出例は帚木の巻で巻四の第十項目にあり、書名は巻三の最終項まで遡らないと見い出せないからである。そして桐壺の巻はこの注記が全くなく全面的に書き換えられたと推量すると、その理由は新説を加えて歌学書の一部に入れたという従来の説だけでは不十分である。では改作の真因は何であろうか。

二　「光源氏巻々注少々」と『紫明抄』の関係

「光源氏巻々注少々」で随所に見られる今川了俊の主張は、教えを受けた冷泉家説の称揚と、源氏学の大家である河内方への非難である。前者は例えば「師説にあらさるあひた不及用」（末摘花の巻）や、定家著『奥入』の注記を列挙したあとの「右条々不可用他本事等也」などに顕著である。一方、後者の批判内容は、

青表紙には古歌を取て書たる詞に少々未考と仰られたる事あり　河内本にはあまりに才学を申さむとてさして証哥に不足事を考加たる歟　（帚木の巻）

のように考証し過ぎのため無用な勘物が多い点で、これも師伝であろう。

なお、ここで「河内本」の説とは寺本博士・伊井先生の御指摘通り『紫明抄』を指し、他の河内方の古注釈は引かれていない（注五）。一例を挙げると、「なさけなき人に」（若紫の巻）の「に」一字の有無をめぐる親行・素寂兄弟の論争を収めた『紫明抄』を引用したあと、了俊が素寂説に反論して「是ならても河内本にはあまりに入過たる尺ともの侍やらんと存也」と述べた、その「河内本」は『紫明抄』を指す。けれども了俊が採用した本文を主張した親行こそ、河内本源氏物語の校訂者であるのに、その点は全く考慮されていない。また親行の著した『水原抄』は一箇所だけ「是みな水原抄・紫明抄之才学歟」（帚木の巻）として書名が引かれているに過ぎず、親行の著『原中

最秘抄』に至っては名前も見当たらない。従って了俊が批評の対象にしたのは『紫明抄』のみである、と見なせる。

ところが「光源氏巻々注少々」には、『紫明抄』の書名を表記して無批判に引用したばかりか、出所を書かずに摂取した箇所が数多くあり、酷評した古注釈の勘物が大部分を占めている。この矛盾を解くには、誰が何のために孫引きしたかを解明する必要があり、まず了俊の所為かどうか調べてみよう。

彼が『紫明抄』を実際に見たことは「此比紫明抄をみるに」（後述）という記述から明白であるけれども、彼の仕業ではない。と言うのはもしそうならば、読者が『紫明抄』と比較しない限り借用したことは黙っていればわからないのに、次のように、

凡河内本説と青表紙の説とは多分同事歟　如此の哥の尺と哥のよせ様の少々かはりたるにや　（帚木の巻）

説々を委注事は河内本也されとも青表紙説と河内本説は替たる事少也　（同巻）

と記して、自らの行為を明かすであろうか。しかも世に仰がれている定家の子孫であり公卿でもある冷泉家にとって、歌人でもない受領階級の河内方と同様であるという指摘は不面目であろう。逆に河内方は、自著に俊成・定家の名を借りたり（注六）、奥書に定家のと同じだと記したりして家の説を権威付けているので（注七）、御子左家の説と共通するのは名誉なことである。よって、了俊が勝手に転載しておきながら師家に不利な発言をするとは考え難く、彼の伝受した説が既に河内方のと一致していたのであろう。そこで伊井先生が、

一つの推測として為秀は『紫明抄』を相伝し、それを『奥入』とともに自家の説として確立していたのではなかったかと思う。（注八）

と述べられたように、冷泉家の作為であると推定される。

では冷泉家は何故に、他家の説を多く借用したのであろうか。それを考えるには、定家以来の方針を押さえる必要がある。河内方の穿鑿が非難されていることからわかるように、御子左家では鑑賞に直接必要のない勘物は認めていない。例えば、

むねこかるゝタもあらむかしとは　かの術婆伽か事也と紫明抄には申たり　されともむねこかるゝと云事はたゝ思のむねを焼までの事云々　あなかちにかゝる古事まて引へきにあらさるよし定家卿は申さるゝ歟　あまりに事をうつ高にいはむとて漢才まて引事いかゝとそ（帚木の巻）

のように無用な詮索を戒めている（注九）。また源氏三箇秘事の一つである「とのゐ物のふくろ」に至っては、

私云此事随分秘事云々　仍注もみえす　但宿居の袋にはあらす　殿居殿の着到やうの物入たる袋歟云々　師説云源氏の事あなかちに如此事をしりたるへからす　たゝやさしき云心等のために披見すへしと也　然は秘事と云も口伝せぬ事も有也　愚身説は道辻市等の聞書也

のように秘伝を認めぬかのようであり、事実、了俊は伝授を受

けていない。

故に御子左家の説は河内方よりも少なかったであろう。これでは物語の鑑賞や詠歌には事足りても、鎌倉後期に活発になった論争の場（例えば弘安源氏論義）において、無用な考証だと反論するのみで自家の説がないのは不利であり、源氏学の大家として世に承認され難い。そこで冷泉家では、家学の内容を豊富にするため『紫明抄』を摂取した結果、了俊が指摘するように両家の説は大同小異になってしまったのであろう。

しかしながら、それは前述したように冷泉家にとって不名誉なことであり、門弟には伏せて隠していたと思われる。にも拘らず了俊が師家に不利な指摘をしたのは、『紫明抄』を見て自ら気付いたためであろう。その結果、河内方を批判しながら、あまり変わらないと注記する矛盾が生じたのである。

三　冷泉家における『紫明抄』の摂取

『紫明抄』がどの様に転載され冷泉家の源氏学を形成して了俊に伝わったか、その方法は以下の三種類に分けられる。まず一つは出典表記をせず孫引きし、門人には家の説として伝授する方法で、了俊も『紫明抄』を見るまでは師説だと思い込んでいたであろう。二つめは批判して引用するやり方で、この場合は先のと異なり出所を明記して、河内方が劣ることを弟子に示したであろう。例えば、

紫明抄注云（略）青表云此文不叶歟可勘云々（藤裏葉の巻）

の「紫明抄注」は実は『源氏釈』にあり、それを定家が『奥入』で批評したのが「青表云」以下である。しかし門弟には定家は『紫明抄』を非難したと教えたであろう。類例をもう一つ示そう。

いさよふ月にとは　紫明抄云十六日月云々　私云十六日の月はいさよひの月也　いさよふ月とは月しろのみへて出もやらぬ（1）を云歟

山の端にいさよふ月をいてんかと待つゝをるに夜そ深にける

此歌の心のよし紫明抄に云り　不審也（2）　私云此哥の心も出やらぬ月をよめるにや（3）　如此事私儀憚あれ共不審の中計也（4）

［仲正哥／千載集］はかなくも我よのふけをしらすしていさよふ月を待出る哉

此哥も十六日の月とはおほえす　（夕顔の巻）

「私云」は了俊の見解であり、物語の「いさよふ月」を「出もやらぬ」（傍線部1）月と解釈し、『紫明抄』の引歌も「出やらぬ月をよめるにや」（3）と判断しているので、例歌として認めたのであろう。一方、この歌を「不審也」（2）と評して疑問視したのは師説ではなかろうか。それ故、了俊は傍線部4で、師家に反論するのは憚られるものの不審な箇所だけ私見を

記す、と断わったのであろう。よって、この引歌は『紫明抄』にあると明示し「不審也」と批評して了俊に伝授された、と推測される（注十）。

三つめの摂取方法も河内方を批判するが、『紫明抄』の内容を御子左家に都合のよいように改変して利用する点が独特である。その例として次に挙げる項目は古来論議が盛んで、解釈をめぐって「おぎの枝」と「お」を削った「きの枝」が対立している。

野にとまりつる君たにも小鳥しるしはかりひき伝たる荻枝なとつとにてとは　両説也　一説は小鳥を木の枝に付て云々　一説は小鳥荻の枝に付て云々　私云昔承及しは小鳥を木の枝とは河内本也　小鳥荻の枝は青表紙説とこそ承しを　此比紫明抄をみるに木の枝の説は西円法師か説云たり（中略）

又西円か説とて草に枝あるへからすと云り　ひか事歟

たか打巻に枝のさまもなさけなかめる花をと有　此外草の枝の証哥かすをしらす　（松風の巻）

了俊が指摘する通り『紫明抄』には荻の枝説は河内方の親行、木の枝説は他流の西円が唱えたとあるのに、了俊が『紫明抄』を見る以前に聞き及んだ木の枝説は河内方であったという。この誤伝の原因は、「承及し」「承し」（傍線部）と敬語が使われていること、及び了俊が「青表紙説」を伝受できたのは冷泉家以外には考え難いこと、この二点から師家の作為によると推定されよう。

『紫明抄』によると、西円も荻のような草に枝があることを結局認めたので、荻説の方が当時優勢であり、それ故『紫明抄』で自説を得々と弁じたのであろう。また御子左家もその解釈であったらしい。と言うのは飛鳥井雅有の日記で、為家や阿仏尼から源氏の講義を受けたことを記した『嵯峨のかよひ路』に、

十四日、朝がほよりはつねにいたる。昨日きゝしまきに、ことりを荻のえだにつくる事ありき。折ふしことりを人のもとよりおくる。荻の枝につけ、さけぐして、二人［雅有と弟］みづからもちもちて、あるじ［為家］の前にをく。ことにけうぜらる。

（本文は古典文庫による。［］内は引用者注）

とあるからだ。従って冷泉家は『紫明抄』を摂取した際、家伝と異なる上に劣勢だった方を対抗していた他家の説だと称して伝授し、青表紙本の優秀性を誇示したのである。

このような改竄が推考できるのは先の一例に過ぎないが、類例は他にもあったと思われる。ただ了俊にとって、この種の指摘は師家に申し訳なく、読者に気付かれぬように書き改めたのではなかろうか。その例を一つ取り上げると、第二節で問題にした「なさけなき人に」は、『紫明抄』では「に」一字の有無をめぐって親行と素寂が論争している。了俊は「に」を削る素寂の論に反対したあと、

不審をは可申之間無左右愚意を申　尤恐有歟　但我等か子

孫はかりいさゝか心得のために書付之

で締め括った末尾の傍線部は、誰を恐れたのであろうか。素寂説は他の箇所でも批判されているので、了俊が私見を述べたぐらいで懸念するはずはなく、やはり憚る相手と言えば冷泉家であろう。類例を挙げると、前掲の「いさよふ月」の項目において『紫明抄』の引歌を「不審也」と批評した師訓に対して、了俊は例歌と認めたため「如此事私儀憚あれ共不審の中計也」と断っている。この場合も、恐れたのは私見が師説と異なるからではなかろうか。推量すると、「なさけなき人」の項目において冷泉家は親行説を河内本、素寂説を青表紙本にして素寂の論を自説の根拠に借用したのではあるまいか。それに対して了俊は師伝に同意できず異見を述べたため申し開きをしたけれども、師家の作為は書き改めた結果、誰を憚るのか読者には分かりにくくなったのであろう。

以上をまとめると、冷泉家は『紫明抄』の勘物のうち解釈に不可欠なのは出所を隠して自家の説にする一方、詮索し過ぎのは定家以来の方針に則り書名を表記して非難した。また、時には批判の対象になるように故意に改変して利用したため、了俊は『紫明抄』を見たのち改訂したのである。

四　「源氏之雑説抄物」と「光源氏巻々注少々」の相違

了俊は教えを受けた際、主家が『紫明抄』を摂取したとは知らず、その説を鵜呑みにしていたが、「此比紫明抄をみるに」（荻の枝の項）及んで、重複するばかりか河内方が誤って批判されていることに気付き愕然としたであろう。その「此比」とは「源氏之雑説抄物」を著した「先年」（第一節所引の識語）以後のことと推定される。それ故、前作の引用を示す「同前」が「光源氏巻々注少々」に少なく大幅に加筆した（第一節前述）最大の理由は、『紫明抄』を見て師家の作為を知り改作の必要を痛感したからと言えよう。

その改訂の仕方は、前節で分類した冷泉家が『紫明抄』を摂取した三通りの方法に各々対応しており、三つめの荻の枝説など古注の誤用は訂正された。恐らくこの項目に限らず全般に、河内方への攻撃は旧作の方が厳しかったであろう。次に二つめの出典を明記し非難して引用する方法は、誤用したわけではないので改正する必要はなく、河内方批判はそのまま受け継がれている。但し師説に対して私見を追加した項目（例「いさよふ月」）もある。

最後に出所を表記せず孫引きした勘物には、書名が表示された。と言っても、

かゝるみちの空にてはふれ［霸也］なんするとは　是等の注皆紫明抄説也　（夕顔の巻）

かたき韻の字共とは　難読字也　是等の注皆紫明抄の注也　（賢木の巻）

などまとめて記したのは、一項ずつ書くと師説が少なくなると恐れたためかもしれない。尤も『紫明抄』も『奥入』など他書を引いているので、共通する注解を転載したのは素寂か冷泉家か了俊には識別しにくかったであろう。その結果、次例の勘物（「巻数」）は出典が無表記のため家説のように見えるが、実は『紫明抄』にあり孫引きかもしれない。

かのくわんすにかきつけ給しとは　巻数也　か様の事共源氏よみ付ぬ人はたとるへき間くはしく注付也（蜻蛉の巻）

なお傍線部の、読解に最低必要な解釈を重視する指摘は随所に見られ、それは定家以来の穿鑿を戒める方針と共通する。

このように両家の説がかなり重複し、しかも初心者向けの勘物が一致することに気付くと、あながち河内方を非難しきれなくなり、次のように認めざるを得なくなる。

ちうたうとは　中堂也　此条々多分紫明抄注也　私云源氏みなれさる人のためには河内本大切事歟　儀は説々よるへき（手習の巻）

この語釈も『紫明抄』にあるので、この種の注釈は初心者に役立つという考えを改めない限り、河内方を評価せざるをえない。言い替えると、解釈に不可欠な勘物のみを認めるという定家の教えが博引旁証の河内方に対抗する基盤になっている以上、語釈の類を多く含む『紫明抄』を軽視するわけにはいかないのである。その結果、両学派に「両説ある事は共に可用にや」（夕顔の巻）と対等に扱い、「紫明抄に注上は不及申」（関屋の巻）と一目置くに至ったのである。

まとめ

定家は世上で行われている源氏論議などの考証の類を認めなかったため、それが冷泉家の指針になり、考証を特徴とする河内方を非難する信条にもなった。ところが時代が経つにつれ論議は益々活発になり、源氏の大家としての面目を保つには豊富な勘物が必要であるのに、冷泉家には定家以来の方針で家説が乏しいため『紫明抄』を摂取することになり、出典を表記せずに孫引きしたり、河内方が批判の対象になるように時には故意に改変したりして利用した。けれども、それは当家にとって不名誉なことであり門弟には伏せられ、了俊は師説を鵜呑みにして「源氏之雑説抄物」を執筆した。その著書では伝授された通り、河内方の注解は穿鑿し過ぎか不適切で非難の的にされるのみであり、それは逆に御子左家説の優秀性を示す働きをした。

しかし『紫明抄』を見るに及んで師説とかなり一致することに驚き、師家の作為に気付き改作した結果、「光源氏巻々注少々」では両家の勘物は同じという主家に不利な指摘が見られる。また河内方の過度の詮索は定家の教条に従って攻撃し続けたため、『紫明抄』の注記内容のうち本文解釈に必要な語釈の類は評価せざるをえず、初心者用という条件付きとはいえ推賞する

に至り、旧作に比べて河内方批判は徹底しきれなくなったのである。

注

（一）重松信弘氏『新攷　源氏物語研究史』風間書房　昭和三十六年

（二）寺本直彦氏『源氏物語受容史論考　正編』風間書房　昭和四十五年

（三）テキストは伊井春樹先生の翻刻（国会図書館本、注四所収）を用いる。

（四）田中裕氏「師説自見集と了俊相伝定家歌論書」語文　昭和三十三年六月
伊井春樹先生「『源氏之雑説抄物』解説」古代文学論叢7　昭和五十四年

（五）注二・四の論文

（六）例えば『紫明抄』に「五条三位殿［俊成卿］に故光行申あはせて句をきり声をさして候き京極中納言殿［定家卿］も冷泉前大納言殿［為家卿］もよも難せさせ給候はし」（夕顔の巻）とある。

（七）『原中最秘抄』（完本）の聖覚の識語に、「京極中納言家之証本大略相同家本之由彼卿所被加奥書也」とある。なお、その前にある一節が、親行の新古今集の識語に引かれた定家の書状と一致することから、曽沢太吉氏は聖覚が「新古今集の奥書の中から拉し来ってこゝに追記しもって家学の権威高揚に資した」と推測された。（「原中最秘鈔聖覚の奥書について」国語と国文学　昭和四十三年三月）

（八）注四の論文

（九）同じ趣旨の記述が『先達物語（定家卿相語）』にも見られる。

近代の源氏物語見さたする様又あらたまれり。或ひは歌をとりて本歌として歌をよまむ料、或ひは識者をたてゝ紫上はたが子にておはすなど言ひ争ひ、系図とかやなづけてさたありと云々。古くはかくもなかりき。身に思ひ給ふるやうは、紫上の父祖の事をもさたせず、本歌を求めむとも思はず、詞づかひの有様のいふかぎりなきものにて、紫式部の筆をみれば、心もすみて歌の姿詞優によまるゝなり。

（日本歌学大系　第三巻）

（十）なお二首目の引歌は現存する『紫明抄』に見当たらず、他書の孫引きかもしれない。識語に「其後又源氏之説等取合書之」（第一節所引）とあり、諸説を集成したのであろう。

（本学大学院博士後期課程）